

# 保育士修学資金の貸付を 受けられる方の手引き

社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会

福祉人材総合対策センター

平成30年2月 改訂版

## 目 次

保育士修学資金貸付事業の概要	1
保育士修学資金貸付の流れ	2
1. 申請の手続きについて	3
2. 貸付決定を受けたとき	8
3. 卒業するとき	12
4. 貸付決定後、変更がある場合等に提出しなければならないもの	17
①休学・復学・転学・退学したとき	17
②留年したとき	18
③停学・退学の処分を受けたとき	19
④借受を辞退するとき	20
⑤住所又は氏名を変更したとき	21
⑥連帯保証人の氏名、住所、職業等に変更があったとき	22
⑦連帯保証人死亡等により保証人を変更するとき	23
⑧借受人が死亡したとき	24
⑨修学資金振込口座を変更したとき	25
5. 返還免除の申請をするとき	26
提出書類一覧	30
別表 従事先施設等	34
○岐阜県社会福祉協議会保育士修学資金貸付事業実施要綱	36
○岐阜県社会福祉協議会保育士修学資金貸付規程	40
○岐阜県社会福祉協議会保育士修学資金貸付規程施行細則	43
○様式集	47
○Q&A	77

## 保育士修学資金貸付事業の概要

### 1 対象者・貸付額

岐阜県内の保育士を養成する学校（以下「養成施設」という。）に在学している方、又は岐阜県外の養成施設に在学しており原則として岐阜県に住民票を有する方に、修学資金月額5万円以内、総額120万円以内の必要な額を無利子でお貸しします。さらに、必要に応じて入学準備金20万円以内（1年生のみ）及び就職準備金20万円以内をお貸しします。貸付期間は原則2年間ですが、修学期間が2年間を超える場合には、2年間に相当する金額の範囲内で正規の修学期間を月額換算した額とすることもできます。

(例) 修学期間が2年の場合：120万円÷24ヶ月＝月額5万円以内  
修学期間が3年の場合：120万円÷36ヶ月＝月額3万3千円以内  
修学期間が4年の場合：120万円÷48ヶ月＝月額2万5千円以内

ただし、申込には養成施設の長の推薦が必要です。交付は年2回（1年目：7月及び10月、2年目以降：4月及び10月）になります。

※1 生活保護受給世帯の場合は、別途生活費加算が可能です。（ただし条件有り）

※2 交付月は、事情により前後する場合があります。

なお、他都道府県が実施する保育士修学資金又は他機関や他団体から保育士修学に関する同種の資金を借り受ける場合、貸付けの対象となりません。

保育士修学資金に関する同種の資金を借り受けている場合

(例) 生活福祉資金における教育支援資金や母子福祉資金における修学資金を借り受けている場合

職業訓練や教育訓練給付制度（雇用保険法）を利用して保育士資格を取得する場合

### 2 返還猶予

在学期間中は返還猶予となります。また、養成施設卒業後1年以内に岐阜県内の従事先施設等（34ページ「別表 従事先施設等」参照。）において保育士業務に従事している時や災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還の債務が履行できないと認められる時は返還猶予となります。

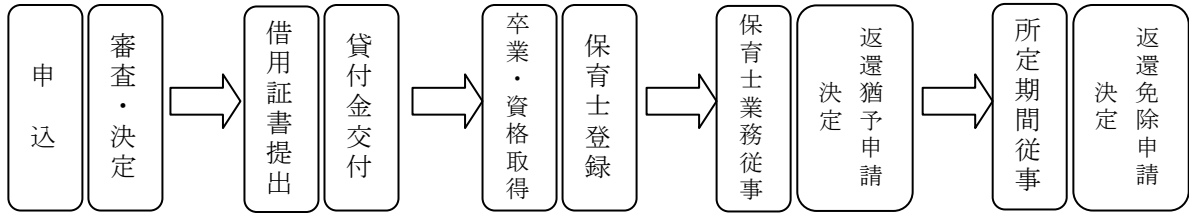
### 3 返還免除

卒業後1年以内に保育士として登録し、5年間（ただし、過疎地域で従事した場合、又は中高年離職者の場合は3年間）岐阜県内の従事先施設等において保育士業務に従事すると全額返還免除になります。

### 4 返還

保育士資格を取得しなかった、又は保育士業務に従事しなかった場合等は、原則4年以内に月賦、又は半年賦の均等払方式等により返還していただきます。（一括、又は繰上返還も可能です。）返還期間内に返還されない場合は、延滞日数に応じ、延滞元金に対し年5%の延滞利子を徴収します。

〈申込から返還免除までの流れ〉



県社協で書類受理後、審査し、貸付の可否を決定します。

返還猶予事由、返還免除事由に該当する場合には、速やかに手続きを行ってください。

養成施設を退学した、所定期間を満たさずに保育士業務を辞めた等の場合には返還となり

返 還

保育士修学資金貸付の流れ(2年間貸付けた場合)

	岐阜県社会福祉協議会 (県社協)	各養成施設	学 生 (借受人)
4月～	各養成施設へ貸付希望者のとりまとめを依頼	修学資金の貸付について学生に周知	親族に確認 貸付の希望意思表示
5月～	提出書類を 基に審査、貸付決定	貸付希望学生に 必要書類の提出の指導	必要書類の提出(添付書類) ①修学資金貸付申請書(規程第1号様式) ②学業成績証明書 ③保証書(細則様式第1号) ④生計を一にする家族の全員(収入のない者を除く。)の所得証明書 ⑤世帯全員の住民票
	保育士修学資金貸付(承認・不承認)決定通知書の送付	修学資金貸付申請書等のとりまとめを行うとともに、①推薦状(規定第2号様式)と②推薦順位表を作成し、合わせて県社協へ提出	決定通知書の受領・書類の提出 ⑥借用証書(規程第4号の2様式) ⑦誓約書(規程第5号様式) ⑧修学資金振込口座申込・変更申請書(細則様式第2号) ⑨印鑑登録証明書
6月～ 翌年度10月	各回の支払手続き (借受人本人口座へ振込)	とりまとめの上、県社協に提出	修学資金の受理
	1月～	各回の貸付月ごとに ③貸付決定者所在籍状況一覧表(細則様式第3号)を提出	④卒業及び進路報告書を提出
債 権 管 理		卒業する借受人に対し、卒業後の提出物や手続き等の指導	⑤貸付決定者卒業証明一覧表(細則様式第8号)を提出
債 務 免 除		毎年4月15日までに県社協へ提出 ⑭指定業務従事届(規程第18号様式)	⑮修学資金返還当然免除申請書(規程第7号様式) ⑯指定業務従事期間証明書(細則様式第4号)
保育士登録から5年間指定業務に従事したとき			

## 1 申請の手続きについて

保育士修学資金の貸付を受けようとする方は、養成施設の指定した日までに次の書類を準備し、養成施設へ提出してください。

(1)「修学資金貸付申請書」(規程第1号様式)

(2)「学業成績証明書」

- ※1 在学する養成施設のものを添付すること。
- ※2 1年生の場合は出身高校のものを添付すること。

(3)「保証書」(細則様式第1号)

- ※1 修学資金の貸付を受けようとする者が未成年者である場合、連帯保証人は、法定代理人(親権者)とすること。
- ※2 連帯保証人は、原則として岐阜県内に住所を有し、かつ、独立の生計を営む者とすること。

(4)世帯の所得等に関する証明書類

生計を一にする家族の全員(収入のない者を除く。)の所得証明書(市町村長の発行するもの)

(5)申請者世帯全員および、連帯保証人の住民票

- ※1 借受人が未成年者である場合は法定代理人との続柄が載っているもの。
- ※2 マイナンバー記載のないもの。

養成施設は下記の書類を準備し、社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)へ提出してください。

(1)養成施設の長の推薦状(規程第2号様式)

(2)申請者一覧表

## 保育士修学資金貸付申請書

※借受人番号及び貸付開始年月				
※借受人番号		※開始年月	平成	年 月
養成施設	名 称			
	学部学科名			
	入学年月	平成	年	修業年限
	学 年			年
		学籍番号		
フリガナ				
氏 名				
生年月日				
昭和・平成 年 月 日生（ 歳）				
住 所				
〒				
電話番号				
自宅			携帯	
学 歴				
最 終 職 歴				
年 月 年 月 退社				
本人の履歴				
高校卒業（会社名）				
年 月 卒業				
卒業				
他の奨学金等の借入状況				
名称				
借入状況				
借入中 ・ 申請中（どちらかを選択し○で囲むこと）				
借入合計額（予定）				
円				

借用希望 期間・金額	①修学資金	平成 年 4 月から平成 年 3 月まで (月額 円) 円	か月分 計	円	
	②入学準備金	円（入学年度のみ貸付）			
	③就職準備金	円（卒業年度のみ貸付）			
	④生活費加算	平成 年 4 月から平成 年 3 月まで 等級区分 級地の (月額 円)	か月分 計	円	
	合 計 (①+②+③+④)	円			
卒業後の 希望就職先	第一希望				
	第二希望				

（※裏面あり）

申請の理由							
<b>家族の状況</b> ※生計を一にする家族	家族の現住所		〒				
		氏名	続柄	年齢	職業・学校	同居・別居の別	収入の有無
	1					同居・別居	
	2					同居・別居	
	3					同居・別居	
	4					同居・別居	
	5					同居・別居	
	6					同居・別居	
7					同居・別居		

(添付書類)

- 1 住民票（世帯全員）
- 2 世帯の所得等に関する書類（生計を一にする家族の全員（収入のない者を除く。）の所得証明書）
- 3 中高年離職者は離職してから2年以内である証明（雇用被保険者離職証明書又は離職先の会社等による離職証明書）

備考

- 1 ※印の欄には、記入しないでください。
- 2 卒業後の希望就職先欄には、施設の種別等を記入してください。
- 3 入学準備金、就職準備金、生活費加算は貸付を希望する場合に記入してください。
- 4 要綱第6第2項に規定するやむを得ない事情がある場合は、別に定める意見書を添付してください。

平成 年 月 日

岐阜県社会福祉協議会会長 様

上記記載事項に間違いありません。  
 岐阜県保育士修学資金の貸付を受けたく、関係書類を添えて申請します。

申込者氏名 \_\_\_\_\_ ㊞

## 保育士修学資金 保証書（新規・変更）

どちらかを選択し○で囲むこと

平成 年 月 日

社会福祉法人  
岐阜県社会福祉協議会 会長 様

借受人が修学資金の貸付けを受けました上は、その連帯保証人となり、社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会保育士修学資金貸付規程等の規定に従い、修学資金の返還の債務を履行することを承諾します。

連帯保証人 (法定代理人)	住 所	〒
	フリガナ	
	氏 名	印
	電話番号	自宅 携帯
	借受人との関係	

借受人	養成施設名	学校法人
	住 所	〒
	フリガナ	
	氏 名	

変更理由（保証人変更の場合のみ記入）

（添付書類）

連帯保証人の印鑑証明  
住民票  
世帯の所得等に関する各種証明書

- 備考
- 1 修学資金の貸付けを受けようとする者が未成年者であるときは、連帯保証人は法定代理人とすること。
  - 2 連帯保証人は、原則として岐阜県内に住所を有し、かつ、一定の資力のある者とすること。
  - 3 連帯保証人の変更は、連帯保証人が死亡したとき、破産手続き開始があったとき、あるいは連帯保証人として適当でない理由が生じたときに提出するものである。



## 保育士修学資金 推 薦 状

平成 年 月 日

社会福祉法人  
岐阜県社会福祉協議会 会長 様

養成施設の名称 学校法人

〒  
養成施設の所在地

電話番号 ( )  
養成施設の長の職及び氏名

印

下記の者は、保育士修学資金の貸付けを受ける者として適当であると認められるので推薦いたします。

学部学科名						
入学年月	平成	年	修業年限	年	学籍番号	
フリガナ						
氏 名						
所 見 (人物・成績等)						
推薦理由						

## 2 貸付決定を受けたとき

県社協は、養成施設の長からの推薦により申請のあった書類を審査し、適合していれば、決定番号を付し、貸付決定を行います。

貸付決定した修学生には、貸付番号、貸付決定額、貸付期間、返還期間等を記載した貸付決定通知書を郵送いたしますので、貸付決定を受けた修学生は、養成施設の指定した日までに「借用証書」（規程第4号の2様式）、「誓約書」（規程第5号様式）、通帳の写しを添付した「修学資金振込口座申込・変更申請書」（細則様式第2号）、印鑑登録証明書を養成施設へ提出してください。

- ※1 貸付決定通知書は返還免除が決定するまで、又は返還が終了するまで大切に保管してください。
- ※2 借用証書には収入印紙を貼付し、申請者と連帯保証人それぞれ割り印を押して提出してください。借用証書に貼付する収入印紙の金額について、印紙税法別表第1の「消費貸借に関する契約書」の規定により以下のとおりとなります。

貸付合計額	収入印紙金額
10万円以下	200円
10万円を超え50万円以下	400円
50万円を超え100万円以下	1000円
100万円を超え500万円以下	2000円

修学資金は、県社協から下表のとおり、年2回に分けて、借受人の銀行口座に直接振り込まれます。

- ※1 交付月は事情により前後する場合があります。

### 1年目

貸付金	交付予定月
4月から9月（入学準備金を含む）	7月
10月から3月	10月

### 2年目以降

貸付金	交付予定月
4月から9月	4月
10月から3月（就職準備金を含む）	10月

## 保育士修学資金 借用証書

(収入印紙貼付)

割  
印

平成 年 月 日

社会福祉法人  
岐阜県社会福祉協議会 会長 様

①入学準備金	円
②修学資金	円
借用期間	平成 年 月から平成 年 月までの か月分
③就職準備金	円
④生活費加算	円
借用期間	平成 年 月から平成 年 月までの か月分
合 計 (①+②+③+④)	円

社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会保育士修学資金貸付規程等により、上記のとおり入学準備金・修学資金・就職準備金・生活費加算を借用しました。

本 人	養成施設名	学校法人		
	学部学科名			
	借受人番号		学籍番号	
	住 所	〒		
	フリガナ			
	氏 名	印		
	生年月日	年 月 日生		
	電話番号	自宅 携帯		

連帯保証人 (法定代理人)	住 所	〒		
	フリガナ			
	氏 名	印		
	電話番号	自宅 携帯		
	本人との関係			

備考 印鑑は、誓約書に押印した印鑑証明の印鑑等を使用（押印）すること。

## 保育士修学資金 誓 約 書

平成      年      月      日

社会福祉法人  
岐阜県社会福祉協議会 会長 様

私は、修学資金の貸付けを受けるにつきましては、社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会保育士修学資金貸付規程等を守り、保育士登録後は、細則第5条に規定する指定業務に従事することを誓います。

なお、社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会保育士修学資金貸付規程等により、修学資金の返還の債務が生じたときは、返還期限までに確実に返還します。

本 人	養成施設名	学校法人
	学部学科名	
	学籍番号	
	住 所	〒
	フリガナ	
	氏 名	印

私は、修学資金については、返還債務を本人と連帯して負担します。

連帯保証人 (法定代理人)	住 所	〒
	フリガナ	
	氏 名	印
	電話番号	自宅 携帯
	本人との関係	

備考 本人及び連帯保証人の印は印鑑証明の印鑑とする。

※ 本人が未成年の場合は認印とする。



### 3 卒業するとき

保育士資格を取得したときは「保育士登録届」(細則様式第5号)に保育士証の写しを添付し県社協へ提出してください。

卒業後、下記に該当する方は返還猶予できますので、必要書類を提出してください。届出がない場合は返還が始まりますので、「修学資金返還明細書」(規程第6号様式)を県社協へ提出してください。

①卒業後、岐阜県内の従事先施設等で保育士業務に従事する場合は、「指定業務従事届」(規程第18号様式)、「修学資金返還裁量猶予申請書」(規程第10号様式)を4月15日までに県社協へ提出してください。事実を確認した後、修学資金返還裁量猶予決定通知書を申請者へ郵送いたします。(返還免除を受けるまで、毎年届出をしてください。)

②卒業後、大学等(養成施設等を除く)に在学している場合、産休若しくは育児休業している場合、又は災害、疾病、負傷がある場合は、在学証明等事実を証明する書面を添付し、「修学資金返還裁量猶予申請書」(規程第10号様式)を県社協へ提出してください。事実を確認した後、修学資金返還裁量猶予決定通知書を申請者へ郵送いたします。

## 保育士修学資金 保育士登録届

平成 年 月 日

社会福祉法人  
岐阜県社会福祉協議会 会長 様

借 受 人	借受人番号	
	学籍番号	
	養成施設名	学校法人
	学部学科名	
	住 所	〒
	フリガナ 氏 名	印
	電話番号	自宅 携帯

社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会保育士修学資金貸付規程施行細則

第14条第2項第1号の規定により届け出ます。

記

1 卒業年月日 平成 年 月 日

2 登録年月日 平成 年 月 日

3 登録番号

(添付書類) 保育士証の写し

## 保育士修学資金 指定業務従事届（新規・継続）

どちらかを選択し○で囲むこと  
平成 年 月 日

社会福祉法人  
岐阜県社会福祉協議会 会長 様

借受人番号			
修学生時の 養成施設名	名 称	学校法人	
	学部学科名		
	住 所	〒	
	卒業年月日	平成 年 月 日	
資格登録年月日(未登録の場合見込みを記入)		平成 年 月 日	
住 所	〒		
	電話自宅 携帯		
フリガナ			生 年 月 日
氏 名	印	年 月 日 ( 歳)	

下記のとおり保育士の業務に従事しましたので届け出ます。

業 務 従事先	所在地及び	〒	
	電話番号	電話 ( )	
	施設名又は 所属団体名		
	職 種		
採用 年月日	平成 年 月 日		

上記のとおり従事していることを証明いたします。

平成 年 月 日  
業務従事先の施設（所属団体）の長の職及び氏名

印

(注) 毎年4月1日における職種並びに勤務先の名称及び所在地を4月15日までに届け出ること。



## 保育士修学資金返還裁量猶予申請書

平成 年 月 日

社会福祉法人  
岐阜県社会福祉協議会 会長 様

借受人番号			
修学生時の 養成施設名	名 称	学校法人	
	学部学科名		
	住 所	〒	
	卒業年月日	平成 年 月 日	
住 所	〒		
	電話	自宅 携帯	
フリガナ			生 年 月 日
氏 名	印		年 月 日 ( 歳)

社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会保育士等修学資金貸付規程等の規定により、保育士等修学資金の返還の裁量猶予を受けたいので、次のとおり申請いたします。

申請理由	1 県内において保育所等で指定業務に従事しているため （県社協要綱第10第2項） 2 災害、疾病、負傷のため（県社協要綱第10第2項） 3 大学等（養成施設等を除く。）に在学中のため（細則第10条第1号） 4 産休又は育休中のため（細則第10条第2号） 5 やむを得ない理由であらかじめ会長に承認をもらっているため （細則第10条第3号）		
理由発生年月日	平成 年 月 日		
借用期間	平成 年 月から平成 年 月まで		
借 用 金 額	①入学準備金	円	
	②修学資金	円( か月分)	
	③就職準備金	円	
	④生活費加算	円( か月分)	
	合計 (①+②+③+④)	円	
返還猶予期間	平成 年 月から平成 年 月まで		
返還猶予金額	円		

- 備考 1 申請理由1の場合は指定業務従事届（規程第18号様式）を添付すること。  
 2 申請理由2の場合は医師の診断書等証する書面を添付すること。  
 3 申請理由3の場合は在学証明書を添付すること。  
 4 申請理由4の場合は産休・育休中であることを証する書面を添付すること。  
 5 申請理由の欄の該当するものに○を付けてください。



4 貸付決定後、変更がある場合等に提出しなければならないもの

①休学・復学・転学・退学したとき

(留意事項)

- ・転学したときは、修学資金の返還が猶予できますので、転学先の在学証明を添付し、「返還裁量猶予申請書」(規程第10号様式)を合わせて提出してください。
- ・退学したときは、修学資金の返還が必要となりますので、「返還明細書」(規程第6号様式)を合わせて提出してください。

第13号様式(規程第11条関係)

**保育士修学資金**

**保育士養成施設休学・復学・転学・退学届**

(選択し○で囲むこと)

平成 年 月 日

社会福祉法人  
岐阜県社会福祉協議会 会長 様

借 受 人	借受人番号		学籍番号	
	住 所	〒		
	フリガナ 氏 名	印		
	電話番号	自宅 携帯		

連帯保証人 (法定代理人)	住 所	〒		
	フリガナ 氏 名	印		
	電話番号	自宅 携帯		

社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会保育士修学資金貸付規程施行細則  
第15条第1項第2号の規定により届け出ます。

1 休学・復学・転学・退学した養成施設名  
学校法人

(学部学科名)

2 理由

3 休学・復学・転学・退学年月日 平成 年 月 日

②留年したとき（貸付を休止します。）

第15号様式（規程第11条関係）

## 保育士修学資金 保育士養成施設留年届

平成 年 月 日

社会福祉法人  
岐阜県社会福祉協議会 会長 様

借 受 人	借受人番号		学籍番号	
	住 所	〒		
	フリガナ			
	氏 名	印		
	電話番号	自宅 携帯		

社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会保育士修学資金貸付規程第11条  
第1項第4号の規定により届け出ます。

1 留年した養成施設名  
学校法人

(学部学科名)

2 留年した理由

3 留年期間 平成 年 月 日から  
平成 年 月 日まで

③停学・退学の処分を受けたとき（返還していただきますので、「返還明細書」（規程第6号様式）を合わせて提出してください。）

第14号様式（規程第11条関係）

## 保育士修学資金 保育士養成施設停学・退学届

（選択し○で囲むこと）

平成 年 月 日

社会福祉法人  
岐阜県社会福祉協議会 会長 様

借 受 人	借受人番号		学籍番号	
	住 所	〒		
	フリガナ 氏 名	印		
	電話番号	自宅 携帯		

社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会保育士修学資金貸付規程第11条  
第1項第3号の規定により届け出ます。

1 停学・退学した養成施設名  
学校法人

（学部学科名）

2 理由

3 停学・退学年月日 平成 年 月 日

④借受を辞退するとき（辞退後も引き続き養成施設に在学している場合は、返還猶予できますので「返還当然猶予申請書」（規程第9号様式）を合わせて提出してください。事実を確認後、返還猶予決定通知書を郵送いたします。すぐに返還される場合は「返還明細書」（規程第6号様式）を合わせて提出してください。）

第16号様式（規程第11条関係）

## 保育士修学資金 辞退届

平成 年 月 日

社会福祉法人  
岐阜県社会福祉協議会 会長 様

借 受 人	借受人番号		学籍番号	
	住 所	〒		
	フリガナ 氏 名			
	電話番号	自宅 携帯		
印				

連帯保証人 (法定代理人)	住 所	〒		
	フリガナ 氏 名			
	電話番号	自宅 携帯		
印				

社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会保育士修学資金貸付規程第11条  
第1項第5号の規定により届け出ます。

1 辞退の理由

2 辞 退 年 月 日                      平成                      年                      月                      日

⑤住所又は氏名を変更したとき（住民票を添付してください。）

第11号様式（規程第11条関係）

**住 所 変 更 届**  
**保 育 士 修 学 資 金 氏 名**

どちらかを選択し○で囲むこと

平成 年 月 日

社会福祉法人  
岐阜県社会福祉協議会 会長 様

借 受 人 (現 在)	借受人番号		学籍番号	
	養成施設名	学校法人		
	学部学科名			
	住 所	〒		
	フリガナ 氏 名	印		

下記のとおり、変更しましたので、届け出ます。

	新	旧
フリガナ		
氏 名		
住 所	〒	〒
電話番号	自宅 携帯	自宅 携帯
変更年月日	平成 年 月 日	

(添付書類)  
住民票

⑥連帯保証人の氏名、住所、職業等に変更があったとき（住民票を添付してください。）

第12号様式（規程第11条関係）

## 保育士修学資金 連帯保証人届出事項変更届

平成 年 月 日

社会福祉法人  
岐阜県社会福祉協議会 会長 様

借 受 人	借受人番号		学籍番号	
	養成施設名	学校法人		
	学部学科名			
	住 所	〒		
	フリガナ 氏 名	印		

下記の理由により、社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会保育士修学資金貸付規程に基づく保証人に変更がありましたので、届け出ます。

### 記

1 連帯保証人氏名（現在）  
（法定代理人）

2 変更内容

区 分	新	旧
フリガナ		
氏 名		
住 所	〒	〒
電 話	自宅 携帯	自宅 携帯

3 変更理由

--

（添付書類）  
住民票

※この様式においての連帯保証人の氏名の変更とは、連帯保証人を変更する場合ではなく、結婚等により姓が変更した場合であること。

※電話番号は、住所等により電話番号が変わった場合のみご記入下さい。



⑦連帯保証人死亡等により保証人を変更するとき（連帯保証人の印鑑証明と住民票、世帯の所得等に関する各種証明書を添付してください。）

様式第1号（細則第1条関係）

## 保育士修学資金 保証書（新規・変更）

どちらかを選択し○で囲むこと

平成 年 月 日

社会福祉法人  
岐阜県社会福祉協議会 会長 様

借受人が修学資金の貸付けを受けました上は、その連帯保証人となり、社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会保育士修学資金貸付規程等の規定に従い、修学資金の返還の債務を履行することを承諾します。

連帯保証人 (法定代理人)	住 所	〒
	フリガナ	
	氏 名	印
	電話番号	自宅 携帯
	借受人との関係	

借受人	養成施設名	学校法人
	住 所	〒
	フリガナ	
	氏 名	

変更理由（保証人変更の場合のみ記入）

(添付書類)

連帯保証人の印鑑証明

住民票

世帯の所得等に関する各種証明書

- 備考 1 修学資金の貸付けを受けようとする者が未成年者であるときは、連帯保証人は法定代理人とすること。
- 2 連帯保証人は、原則として岐阜県内に住所を有し、かつ、一定の資力のある者とすること。
- 3 連帯保証人の変更は、連帯保証人が死亡したとき、破産手続き開始があったとき、あるいは連帯保証人として適当でない理由が生じたときに提出するものである。

⑧借受人が死亡したとき（死亡の届出義務者は事実を証明する書面を添付し、指定業務上の理由であれば「返還当然免除申請書」（規程第7号様式）、指定業務外上の理由又は在学中であれば「返還裁量免除申請書」（規程第8号様式）を合わせて提出してください。事実を確認後、返還猶予決定通知書を申請者に郵送いたします。）

第17号様式（規程第11条関係）

## 保育士修学資金 借受人死亡届

平成      年      月      日

社会福祉法人  
岐阜県社会福祉協議会 会長 様

届 出 人	住 所	〒
	フリガナ 氏 名	印
	電話番号	自宅 携帯
	生年月日	年      月      日生
	借受人との関係	

下記の借受人が死亡しましたので、社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会保育士修学資金貸付規程に基づき届け出ます。

### 記

1 借受人

借受人番号		
養成施設名	学校法人	
学部学科名		
住 所	〒	電話自宅 携 帯
フリガナ		生 年 月 日
氏 名		年      月      日(      歳)

2 死亡年月日

平成      年      月      日

(添付書類) 事実を証明する書面



## 5 返還免除の申請をするとき

### (1) 当然免除

借受人は、次の理由に該当するときは返還債務の免除を受けることができます。

①卒業後1年以内に保育士として登録し、岐阜県内の従事先施設等（国立児童自立支援施設等においては全国区域）又は被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県）で指定業務に5年間（過疎地域で従事した場合、又は中高年離職者の場合は3年間）従事したとき

→保育士証の写しを添付し、「修学資金返還当然免除申請書」（規程第7号様式）及び「指定業務従事期間証明書」（細則様式第4号）を県社協へ提出してください。

※1 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない理由により業務に従事できなかった場合は、引き続き業務に従事しているものとみなします。（ただし、業務従事期間には含まれません。）

※2 従事する事業所の人事異動等により、本人の意思によらず、県外の事業所で従事した期間は、業務従事期間に含まれます。

②①に規定する業務に従事する期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため、業務を継続することができなくなったとき

→「修学資金返還当然免除申請書」（規程第7号様式）及び死亡診断書の写しを添付した「借受人死亡届」（規程第17号様式）、又は医師の診断書等を県社協へ提出してください。

### (2) 裁量免除

借受人は、次の理由に該当するときは以下の範囲内で返還債務の免除を受けることができます。

①指定業務外上の理由により死亡し、又は指定業務外上に起因する心身の故障のため、業務を継続することができなくなったとき

→返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部を免除できますので、届出義務者は「修学資金返還裁量免除申請書」（規程第8号様式）及び死亡診断書の写しを添付した「借受人死亡届」（規程第17号様式）、又は医師の診断書等を県社協へ提出してください。

②長期間所在不明となっている場合等、修学資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき

→返還の債務の額の全部又は一部を免除できますので、届出義務者は行方不明者届受理証明書等、証明できる書面を添付し「修学資金返還裁量免除申請書」（規程第8号様式）を県社協へ提出してください。

③岐阜県内において2年以上5年未満、従事先施設等で指定業務に従事したとき

→返還の債務の額の一部を免除できますので、保育士証の写しを添付した「修学資金返還裁量免除申請書」（規程第8号様式）及び「指定業務従事期間証明書」（細則様式第4号）を県社協へ提出してください。

## 保育士修学資金 指定業務従事期間証明書

平成 年 月 日

社会福祉法人  
岐阜県社会福祉協議会 会長 様

借受人番号			
修学生時の 養成施設名	名 称	学校法人	
	学部学科名		
	住 所	〒	
	卒業年月日	平成 年 月 日	
資格登録年月日	平成 年 月 日		
住 所	〒  電話自宅 携帯		
フリガナ			生 年 月 日
氏 名	印		年 月 日（ 歳）

下記のとおり保育士の業務に従事しました。

業 務 従事先	所在地及び 電話番号	〒  電話 ( )	
	施設名又は 所属団体名		
	職 種		
業務 従事期間	平成 年 月 日 から平成 年 月 日まで ( 年 か月) ※資格取得日以降の日を記入すること		

上記のとおり従事したことを証明いたします。

平成 年 月 日  
業務従事先の施設（所属団体）の長の職及び氏名

印

## 保育士修学資金返還当然免除申請書

平成 年 月 日

社会福祉法人  
岐阜県社会福祉協議会 会長 様

借受人番号			
修学生時の 養成施設名	名 称	学校法人	
	学部学科名		
	住 所	〒	
住 所	〒		
フリガナ			電話 自宅 携帯
氏 名	印	生 年 月 日 年 月 日 ( 歳)	

社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会保育士修学資金貸付規程等の規定により、修学資金の返還の当然免除を受けたいので、次のとおり申請いたします。

申請理由	1 指定業務に（3年・5年）従事（県社協要綱第8第1号） 2 業務上の事由により死亡（県社協要綱第8第2号） 3 業務に起因する心身の故障のため業務を継続できない （県社協要綱第8第2号）		
理由発生日	平成 年 月 日		
保育士資格登録日	平成 年 月 日		
指定業務の 従事状況	期 間	勤務年数	勤 務 先
	平成 年 月から 平成 年 月まで	年 月	名称： 住所：
	平成 年 月から 平成 年 月まで	年 月	名称： 住所：
	平成 年 月から 平成 年 月まで	年 月	名称： 住所：
	計	年 月	
借用期間	平成 年 月から平成 年 月まで		
借 用 金 額	①入学準備金	円	
	②修学資金	円（ か月分）	
	③就職準備金	円	
	④生活費加算	円（ か月分）	
	合計 (①+②+③+④)	円	
返還免除申請額	円		

- 備考
- 1 指定業務に従事した場合は、保育士証の写しを添付すること。
  - 2 指定業務に従事したことを証する書類として「指定業務従事期間証明書」（細則様式第4号）を添付すること。
  - 3 指定業務上の理由により死亡した場合は、死亡診断書等の写しを添付すること。
  - 4 借受人が死亡した場合の申請者は、親族又は連帯保証人とする。
  - 5 指定業務に起因する心身の故障の場合は、医師の診断書等を添付すること。
  - 6 申請理由の欄の該当するものに○を付けてください

## 保育士修学資金返還裁量免除申請書

社会福祉法人

平成 年 月 日

岐阜県社会福祉協議会 会長 様

借受人番号			
修学生時の 養成施設名	名 称	学校法人	
	学部学科名		
	住 所	〒	
住 所	〒		
フリガナ		電話	自宅 携帯
氏 名	印	生 年 月 日	
		年 月 日（ 歳）	

社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会保育士修学資金貸付規程等の規定により、修学資金の返還の裁量免除を受けたいので、次のとおり申請いたします。

申請理由	1 死亡により返還できなくなった（県社協要綱第11第1号） 2 障害のため返還できなくなった（県社協要綱第11第1号） 3 長期間所在不明となっている（県社協要綱第11第2号） 4 県内において2年以上指定業務に従事した（県社協要綱第11第3号）		
理由発生年月日	平成 年 月 日		
保育士資格登録日	平成 年 月 日		
指定業務の 従事状況	期 間	勤務年数	勤 務 先
	平成 年 月から 平成 年 月まで	年 月	名称： 住所：
	平成 年 月から 平成 年 月まで	年 月	名称： 住所：
	平成 年 月から 平成 年 月まで	年 月	名称： 住所：
	計	年 月	
借 用 期 間	平成 年 月から平成 年 月まで		
借 用 金 額	①入学準備金	円	
	②修学資金	円（ か月分）	
	③就職準備金	円	
	④生活費加算	円（ か月分）	
	合計 (①+②+③+④)	円	
返還猶予期間	平成 年 月から平成 年 月まで		
返還免除申請額	円		
	返還免除額＝返還の債務額×（指定業務に従事した期間÷（貸付を受けた期間×5/2 又は3/2））		

- 備考 1 指定業務に従事した場合は、保育士証の写しを添付すること。  
 2 指定業務に従事した場合は、「指定業務従事期間証明書」（細則様式第4号）を添付すること。  
 3 指定業務外上の理由により死亡の場合は、死亡診断書等の写しを添付すること。  
 4 借受人が死亡し、又は長期間所在不明の場合の申請者は、親族又は連帯保証人とする。  
 5 指定業務外に起因する心身の故障の場合は、医師の診断書等を添付すること。  
 6 申請理由の欄の該当するものに○を付けてください。